

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームふじみ苑(ユニット型)

重要事項説明書

社会福祉法人富士見市社会福祉事業団

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームふじみ苑(ユニット型)

重要事項説明書

1 特別養護老人ホームふじみ苑の概要

(1) サービスの種類

施設名称	特別養護老人ホームふじみ苑
所在地	埼玉県富士見市大字鶴馬3360番地1
介護保険指定番号	指定介護老人福祉施設(1172901322)

(2) 施設の職員体制

(2024年4月現在)

職務	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長	1※		管理責任	1
医師		7※	健康管理	7
生活相談員	2		生活相談	2
管理栄養士	1※		栄養管理	1
機能訓練指導員		1※	機能訓練	1
介護支援専門員	1		施設介護支援	1
看護職員(正)	5※		健康管理	8
看護職員(准)	3※			
介護職員	20	6	介護全般	26
調理員	3※	6※	調理業務	9
事務職員	2※		事務全般	2

※印 従来型と兼務

(3) 施設の設備概要

定員	54名(全室個室 ユニット型) 1ユニット9名×6ユニット
居室(各階共通)	54室 洗面所つき 13.26㎡~13.40㎡
リビング(各階共通)	Aユニット(87.4㎡) アイランドキッチン Bユニット(81.3㎡) システムキッチン 洗面台 ダイニングテーブル 椅子 トイレ
浴室(各階共通)	特殊浴槽 個別浴槽 脱衣室 トイレ
パブリックスペース (地域交流スペース)	理容室 喫茶コーナー 談話コーナー 洗濯室 会議室 面接室 食堂 トイレ

2 サービス内容

居室	ユニット型 階 丁目 注) ご本人の状態や他の入居者の方々の状況によって、居室変更を行うことがあります。 この場合には事前にご連絡いたします。
食事	朝食 8:00～ お茶 10:00～ 乳製品を中心として水分補給 昼食 12:00～ おやつ 15:00～ 夕食 18:00～ 注) 提供時間はご本人の生活リズムに合わせて提供しますので、上記は目安となります。
入浴	週に2回以上、身体的状況を踏まえたケア計画に基づき浴槽を決定し、入浴を行います。 注) 体調不良等で入浴不可能な場合には、状態を観察し清拭等を実施します。
介護	ご本人の「その人らしさ(尊厳)」及び「主体性」を大切にすると共に、心身の状況に合わせた介護を行います。
機能訓練	理学療法士(月2回)とご本人の残存機能の効果的な活用方法等を相談し、日常生活の行為を重ねることを基本として、機能の回復や維持をめざします。
生活相談	介護及び日常生活に関する相談に応じます。
健康管理	主治医による診察を6週に1回行います。 年1回健康診断を行います。 治療を必要とする場合は、主治医又は近隣の病院に通院します。 看護職員による健康相談は毎日実施します。 注) 入居時、施設指定の嘱託医から主治医を選択いただきます 注) ご本人の状態によって通院時にご家族の付き添いをお願いすることがあります。
理美容サービス	理容組合等の協力で、不定期に理美容サービスを実施します。 注) サービス内容に応じて、別途料金を徴収します。
各種更新申請等	介護保険更新等の申請を代行します。 注) ご希望の際は、職員にお申し出ください。
医療11費の立替	医療費(通院・薬)は、施設で一旦立替え、月ごとに利用料と共に請求させていただきます。 注) 入院一時金及び入院費など、高額なものは立替できません。
レクリエーション	年間計画に基づいて行事を行います。 注) 行事によっては、別途参加費を徴収することがあります。
認知症相談	精神科医による認知症の相談を、月2回実施します。

3 緊急時の対応

ご本人の体調変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先にご連絡します。

緊急連絡先	優先順位 1位	優先順位 2位
ふりがな 氏名		
住所	〒	〒
電話番号		
続柄		

注)上記に変更があった場合には、速やかに施設までご連絡ください。

注)入院が決まった場合は、速やかに入院手続きをお願いいたします。

4 サービスの特徴

(1) 施設方針

- ① 自分のペースで自分らしい生活
- ② のんびり、穏やかな毎日
- ③ 当たり前前の生活の営み

(2) 介護方針

- ① 一人一人の生活に合わせた介護の実践
- ② 常に考え、想像し、やってみる
- ③ 介護技術の向上

(3) サービスの質の向上

職員の意識向上とケアの統一を図るために定期的な会議を開催すると共に、内部研修の実施と外部研修への参加を積極的に行います。

5 施設利用にあたっての留意事項

(1) 面会時間 7:30 ~ 19:30

面会の際は、「面会票」にご記入をお願いいたします。

※面会時間・面会方法については、状況により変更しご連絡致しますので、ご了承下さい。

(2) 外出及び外泊

ご希望の日の3日前までに届け出をお願いします。

(3) 趣向品（飲酒、喫煙）

飲酒については、生活習慣にあわせて体調への不安がない範囲でお飲みいただけます。

喫煙については、ご本人で管理できる場合のみ所定の場所で喫煙可能です。

(4) 設備、器具の利用

施設内で利用できる範囲で使用できます。

(5) 金銭、貴重品の持ち込み

盗難や事故防止のため、お持ちいただかないようお願いいたします。
万が一、紛失等発生した場合、施設での責任を負いかねます。
ご本人が管理できる範囲でお願いします。

(6) 所持品の持ち込み

ご本人の生活動作の妨げにならない範囲でお願いいたします。

(7) 通院

ご本人やご家族等の状況に合わせて援助します。

(8) 宗教活動

ご本人の範囲のみ、自由です。他の入居者等については一切禁じます。

(9) ペット

飼育等、一切禁じます。

6 非常災害対策

災害時の対応	人命を守ることを最優先とし、非常災害計画に基づき対応します。
防災設備	自動火災報知機、非常放送設備、自動通報装置、スプリンクラー設備 消火器、誘導灯及び誘導標識、AED（自動体外式除細動器）
火災避難訓練	夜間想定を含めて、年2回以上実施します。
水災害避難訓練	年1回以上実施します。
防火管理者	佐藤俊和

【業務継続計画の策定等について】

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設介護を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7 賠償責任

施設が契約に基づきサービスを提供し、施設管理や施設業務に起因する事故等により、ご本人の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その賠償責任を負います。

8 事故発生時の対応

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、骨折以上の重大な事故や、特異な事故等が発生した場合は、県福祉事務所にも速やかに報告をします。

9 身体的拘束の適正化・虐待防止の取組み

施設は、施設サービスの提供にあたっては、自傷他害等の恐れがある場合等、ご本人又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、原則として身体拘束その他ご本人の行動を制限する行為を行いません。

緊急止むを得ず身体的拘束等を行う場合、①切迫性(直ちに身体拘束を行わなければ、ご本人又は他の入居者等の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合) ② 非代替性(身体拘束以外に、ご本人又は他の入居者等の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合) ③一時性(身体拘束その他の行動制限は一時的なものであり、ご本人又は他の入居者等の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除する)の要件を満たしていることを話し合い確認後、ご本人及びご家族等に説明し、同意を得たうえでを行い、その実施状況や時間等について経過観察記録を作成し保管します。

虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	副施設長	細貝	力
-------------	------	----	---

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 サービス内容に関する相談・苦情窓口

施設では、利用者等からの苦情の適切な解決のため、下記体制を整えています。

(1) 施設窓口

湯田 真理子 TEL (049) 251-1030 (8:30~17:00)

(2) 第三者委員

山口 由美 TEL (048) 260-7696 (十文字学園女子大学)

熊木 佐知男 TEL (049) 254-9760

勝山 祥 TEL (090) 7190-2274

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

富士見市高齢者福祉課介護保険係 TEL (049) 251-2711 (代表)

埼玉県国民健康保険団体連合会 TEL (048) 824-2568 (代表)

11 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

12 法人の概要

- (1) 名称 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団
(2) 理事長 奥村 敬一
(3) 所在地 〒354-0021 埼玉県富士見市大字鶴馬3360番地1
(4) 電話 (049) 251-1030
(5) 定款に定めた事業 特別養護老人ホームの経営
老人短期入所事業の経営
老人デイサービスの事業の経営
放課後児童健全育成事業の受託
生計困難者に対する相談支援事業
居宅介護支援の事業
地域包括支援センターの受託事業

特別養護老人ホームふじみ苑の入居にあたり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

説明者 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団
特別養護老人ホームふじみ苑

氏名 _____ ㊟

私は、契約書及び本書面により、特別養護老人ホームふじみ苑についての重要事項の説明を受けました。

入居者 氏名 _____ ㊟

代理人 氏名 _____ ㊟